

鳥取県西部広域行政管理組合 掲示第3号

人事行政の運営等の状況について

鳥取県西部広域行政管理組合における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

令和3年9月15日

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者 米子市長 伊木隆司

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の競争試験及び選考の状況

① 職員の競争試験の状況（令和2年度（R3.4.1採用分）） [人]

区分	申込者数	第1次受験者数(A)	第1次合格者数	最終合格者数(B)	競争率(A)/(B)
一般行政職	—	—	—	—	—
消防職	38	37	15	7	5.2
計	38	37	15	7	5.2

② 職員の選考の状況（令和2年度） [件]

区分	採用選考 (うち再任用職員)	昇任選考						
		局長級	次長級	課長級	課長補佐級	担当課長補佐級	係長級	主任級
管理者部局	4(4)	1	—	3	—	1	—	—
議会部局	—	—	—	—	—	—	—	—
監査委員部局	—	—	—	—	—	—	—	—
消防局	10(10)	—	—	7	3	5	7	13

(2) 職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況

① 職員の採用の状況（令和2年度） [人]

区分	競争試験			選考			計
	男性	女性	計	男性	女性	計	
職 種	一般事務	—	—	—	1	—	1
	機械	—	—	—	—	—	—
	電気	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	消防職員	8	—	8	—	—	8
再任用職員	—	—	—	13	—	13	13
計	8	—	8	14	—	14	22

② 職員の異動の状況（令和2年度）

ア 消防局以外

[件]

区分	局長級		次長級		課長級		課長補佐級		担当課長補佐級		係長級		主任級		一般職	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
昇任	1	—	—	—	3	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	1	—	—	—	2	—	2	1	3	—	2	1	—	—

イ 消防局

[件]

区分	局長級		次長級		課長級		課長補佐級		担当課長補佐級		係長級		主任級		一般職	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
昇任	—	—	—	—	7	—	3	—	5	—	7	—	12	1	15	1
その他	—	—	—	—	7	—	21	—	19	—	58	1	14	—	31	1

③ 職員の退職の状況（令和2年度（R2.4.1～R3.3.31分））[人]

区分	男性	女性	計
定年退職	4	—	4
応募認定退職	—	—	—
死亡退職	—	—	—
その他	2	—	2

(3) 職員数の状況

① 部局別職員数の状況と主な増減理由（令和2年4月1日現在）

[人]

区分	職員数	対前年度増減数	主な増減理由
管理者部局	36 (3)	△1 (1)	・定年退職による減 △8 ・その他退職等による減 △3 ・新規採用による増 8
議会部局	—	—	
監査委員部局	—	—	
消防局	299 (10)	△1 (△2)	
計	335 (13)	△2 (△1)	

(注) () 内は、再任用短時間勤務職員

② 級別職員数の状況（令和2年4月1日現在） [人]

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
消防局以外	職員数(人) (2)	7 (1)	9 (-)	6 (-)	7 (-)	4 (-)	0 (-)	1 (-)	36 (3)
	構成比(%) (66.7)	19.4 (33.3)	25.0 (-)	16.7 (-)	19.4 (-)	11.1 (-)	0 (-)	2.8 (-)	100 (100)
消防局	職員数(人) (-)	46 (9)	104 (1)	29 (-)	28 (-)	18 (-)	1 (-)	1 (-)	299 (10)
	構成比(%) (-)	15.4 (90.0)	34.8 (10.0)	9.7 (-)	9.4 (-)	6.0 (-)	0.3 (-)	0.3 (-)	100 (100)

(注) () 内は、再任用短時間勤務職員

2 職員の人事評価の状況（令和2年度）

区 分	内 容
評価の回数	1回
評価の時期	3月
評価の対象者数	333人

3 職員の給与の状況

(1) 職員給与費の状況（令和元年度）

区 分	職員数(A) (人)	給 与 費 (千円)				1人当たり給与費 (B)/(A) (千円)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
消防局以外 (2)	37	147,401	21,151	59,797	228,349	6,172
消防局 (12)	300	1,019,599	212,042	408,689	1,640,330	5,468

(注) ・ () 内は、再任用短時間勤務職員。
 ・ 給与費には退職手当は含まない。
 ・ 給与費には再任用短時間勤務職員の給与費は含まない。

(2) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	平均給料月額 (円)	平均年齢 (歳)
消防局以外	333,070	45.0
消防局	286,590	36.2
国(一般行政職)	327,564	43.2

(3) 職員の初任給の状況 (令和2年4月1日現在) [円]

区 分	決定初任給	
	組 合	国
大学卒	182,200	182,200
高校卒	150,600	150,600

(4) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (令和2年4月1日現在) [円]

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
大学卒	259,143	344,563	377,243	390,500
高校卒	239,282	310,400	357,600	378,090

(5) 職員手当の状況 (令和元年度)

区 分	組 合		国	
	期末手当 2.60月分 (1.45月分) (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	勤勉手当 1.90月分 (0.90月分)	期末手当 2.60月分 (1.45月分) (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	勤勉手当 1.90月分 (0.90月分)
退職手当	(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 39.7575月分 最高限度額 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算) 1人当たり平均支給額 21,085千円	勸奨・定年 24.586875月分 33.27075月分 47.709月分 47.709月分	(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 39.7575月分 最高限度額 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)	勸奨・定年 24.586875月分 33.27075月分 47.709月分 47.709月分
特殊勤務 手当	職員全体に占める手当支給職員の割合		71.8%	
	支給対象職員1人当たり平均支給年額		48,658円	
	手当の種類(手当数)		救急救命搬送業務 救急搬送業務 災害救助業務 はしご登攀業務 潜水救助業務 緊急自動車運転業務 感染症患者接触業務 (7件)	
	代表的な手当の名称		支給額の多い手当	救急救命搬送業務
時間外勤務 手当	支給総額		61,888,772円	
	職員1人当たり支給年額		189,843円	

(注)・期末手当及び勤勉手当区分の()内は、再任用職員に係る支給割合である。

・退職手当の支給率は平成31年4月1日現在。

・退職手当の平均支給額は、元年度中に退職した職員のうち手当を支給した職員の平均額である。

区分	内容及び支給単価（令和元年度）	国の制度との同異	国の制度と異なる内容
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員に支給する。 ・配偶者 6,500 円 ※職務の級が 8 級であるもの 3,500 円 ・子 1 人につき 10,000 円 ※満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子 1 人につき 5,000 円加算 ・その他の扶養親族 6,500 円 ※職務の級が 8 級であるもの 3,500 円	同じ	
住居手当	月額 16,000 円を超える家賃を支払っている職員に支給する。 ・借家、借間居住者家賃の額に応じ、最高 28,000 円まで	同じ	
通勤手当	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤する職員に支給する。 ・交通機関等利用者運賃等に応じ、月額最高 55,000 円まで ・自動車等使用者通勤距離に応じ、月額 1,600 円～50,100 円	異なる	自動車等使用者の支給額
単身赴任手当	公署を異にする異動に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する。 ・月額 30,000 円＋距離に応じた加算額	同じ	
休日勤務手当	正規の勤務時間として休日に勤務した職員に支給する。 ・支給割合 100 分の 135	同じ	
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に支給する ・支給割合 100 分の 25	同じ	
管理職手当	課長級以上の職員に支給する。 ・事務局長、消防局長 75,200 円 ・次長 64,200 円 ・課長、署長、会計管理者 54,000 円 ・主査、室長、副署長 47,800 円	異なる	支給区分及び支給方法
管理職員特別勤務手当	緊急の必要により、週休日等又は平日深夜（午前 0 時から午後 5 時までの間）に勤務した課長級以上の職員に支給する。 ・週休日等 5,000 円～8,000 円（6 時間を超える勤務は 5 割増し） ・平日深夜 2,500 円～4,000 円	異なる	支給区分及び支給方法

4 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

区分	勤務時間など
事務局及び消防局(隔日勤務者を除く。)の標準的なもの	月曜日～金曜日(休日を除く。)勤務時間 8時30分～ 17時15分 うち休憩時間60分
消防局の隔日勤務者の標準的なもの	勤務時間 8時30分～翌日8時30分 うち休憩時間8時間30分

(2) 年次有給休暇の取得状況(令和2年)

区分	総付与日時数(A)	総取得日時数(B)	対象職員数(C)	平均取得日時数(B)/(C)	取得率(B)/(A)
消防局以外	1,502日6時間	383日2時間	36人	10日5時間	25.5%
消防局	11,379日1時間	3,325日	287人 (初任・消防庁派遣者除く)	11日5時間	29.2%

(3) 時間外勤務及び休日勤務等の状況(令和2年度)

[時間]

区分	時間外・休日勤務総時間数	職員1人当たりの時間外・休日勤務月平均時間数
消防局以外	2,702	7.0
消防局	20,400	5.9
計	23,102	6.0

(4) 特別休暇等の状況(令和2年度)

休暇の種類	付与日数・期間等	有給・無給の別
公民権行使のための休暇	必要と認められる期間	有給
公の職務執行のための休暇	必要と認められる期間	有給
骨髄液提供のための休暇	必要と認められる期間	有給
社会貢献活動のための休暇	1年につき5日の範囲内の期間	有給
生理休暇	その都度必要と認められる期間	有給
結婚休暇	7日の範囲内の期間	有給
妊産婦の健康診査等のための休暇	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、出産後1年まではその間に1回、それぞれ1日の範囲内でその都度必要と認められる時間	有給
妊婦の通勤緩和のための休暇	正規の勤務時間等の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内	有給
妊婦の母体等の健康保持のための休暇	必要と認められる時間	有給

妊娠に起因する障害のための休暇	2週間を超えない範囲内で、その都度必要と認める期間	有給
出産休暇	8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である場合には出産日までの期間、出産した場合には出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間	有給
保育時間休暇	1日2回（午前、午後各1回）各30分以内の期間	有給
妻の出産休暇	2日の範囲内の期間	有給
子の養育休暇	妻が出産する場合であつてその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において5日の範囲内の期間	有給
子の看護のための休暇	小学校第6学年までにある子1人につき5日の範囲内の期間	有給
短期の介護のための休暇	1年につき5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間	有給
忌引休暇	死亡者の区分に応じ、1日から10日までの範囲内の期間	有給
法要休暇	1日の範囲内の期間	有給
夏季休暇	原則として連続する4日の範囲内の期間	有給
災害又は交通機関の事故等による休暇	事由に応じ、7日の範囲内の期間又は必要と認められる期間	有給
介護休暇	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、通算して6か月を超えない範囲内で3回以内	無給
介護時間	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において1日2時間以内	無給
自己啓発等休業	3年以内	無給
配偶者同行休業	3年以内	無給
修学部分休業	2年以内の期間内において1週間の勤務時間の2分の1の範囲	無給
高齢者部分休業	55歳に達した日以後から定年退職日までで1週間の勤務時間の2分の1の範囲内	無給

(5) 旅費制度の概要（令和2年度）

[円]

日当 (1日につき)	宿泊料（1夜につき）		食卓料 (1夜につき)
	甲地方	乙地方	
1,100	10,900	9,800	2,200

(注)・ 宿泊料欄において、「甲地方」とは、東京都、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市をいい、「乙地方」とは、甲地方を除く地域をいう。

- ・ 日当は、目的地が県外で、かつ、100キロメートル以上の旅行について支給する。なお、市有の自動車(これに準ずるものとして管理者が定める自動車を含む。)による旅行については、支給しない。

5 職員の休業の状況

(1) 自己啓発等休業の状況（令和2年度） [件]

区 分		男 性	女 性
消 防 局 以 外	自己啓発等休業の承認件数	—	—
	自己啓発等休業期間延長の承認件数	—	—
消 防 局	自己啓発等休業の承認件数	—	—
	自己啓発等休業期間延長の承認件数	—	—

(2) 育児休業の状況（令和2年度） [件]

区 分		男 性	女 性
消 防 局 以 外	育児休業の承認件数	—	—
	育児休業期間延長の承認件数	—	—
消 防 局	育児休業の承認件数	—	—
	育児休業期間延長の承認件数	—	1

6 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分者数（令和2年度） [人]

区 分		降任	免職	休職	降給	計
消 防 局 以 外	勤務実績が良くない場合	—	—	—	—	—
	心身の故障の場合	—	—	1	—	—
	職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—	—	—
	職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	—	—	—	—	—
	刑事事件に関し起訴された場合	—	—	—	—	—
	条例で定めた事由による場合	—	—	—	—	—
消 防 局	勤務実績が良くない場合	—	—	—	—	—
	心身の故障の場合	—	—	—	—	—
	職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—	—	—
	職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	—	—	—	—	—
	刑事事件に関し起訴された場合	—	—	1	—	—
	条例で定めた事由による場合	—	—	—	—	—
計	勤務実績が良くない場合	—	—	—	—	—
	心身の故障の場合	—	—	1	—	—
	職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—	—	—
	職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	—	—	—	—	—
	刑事事件に関し起訴された場合	—	—	1	—	—

条例で定めた事由による場合	—	—	—	—	—
---------------	---	---	---	---	---

(2) 懲戒等処分者数（令和2年度） [人]

区 分		戒告	減給	停職	免職	計	訓告	注意
消防局以外	法令に違反した場合	—	—	—	—	—	—	—
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	—	—	—	—	—	—	—
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	—	—	—	—	—	—	—
消防局	法令に違反した場合	—	—	—	1	—	—	—
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	—	—	—	—	—	2	—
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	—	—	—	—	—	—	—
計	法令に違反した場合	—	—	—	1	—	—	—
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	—	—	—	—	—	2	—
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	—	—	—	—	—	—	—

7 職員の営利企業等従事許可等に関するサービスの状況

営利企業等従事許可等に関する状況（令和2年度） [件]

営利企業等の従事の内容	許可件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員、顧問、評議員及び当該会社、団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合	—
自ら営利を目的とする私企業を営む場合（農業）	1
報酬を得て事業若しくは事務に従事する場合	1 2
計	1 3

8 職員の退職管理の状況

令和3年4月1日における離職後2年間に再就職した元職員 [人]

区 分	営利企業			営利企業以外の法人			再就職者 合計
	令和元年度 退職者	令和2年度 退職者	小計	令和元年度 退職者	令和2年度 退職者	小計	
課長級以上	1	—	1	1	—	1	2

※国又は地方公共団体に再就職した元職員（再任用を含む。）を除く。

9 職員の研修及び訓練の状況

① 消防局以外の研修の状況（令和2年度）

区 分		回数（回）	人数（人）
研修区分	実施区分等		
一般研修	県職員人材開発センター	5	9
	事務局	1	29
	その他	1	3
専門研修	県職員人材開発センター	10	19
	県市町村職員共済組合	—	—
	市町村職員中央研修所	2	2
	鳥取県建設技術センター	6	7
	その他	5	15
自主研修		—	—
派遣研修	外部	1	3
	内部	1	2
合 計		33	89

② 消防局の研修の状況（令和2年度）

区 分		回数（回）	人数（人）
研修区分	実施区分等		
内部研修	総務課	380	2,941
	予防課	301	2,027
	警防課	990	6,698
	指令課	22	127
外部研修	消防大学校	3	3
	鳥取県消防学校	7	41
	管内病院	22	22
	その他外部機関	8	93
合 計		1,458	9,848

③ 消防局の訓練の状況（令和2年度）

区 分	回数（回）	人数（人）
外 部	6	77
内 部	2,343	16,832
合 計	2,349	16,909

1.0 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利厚生事業

① 一般財団法人鳥取県市町村職員互助会について

ア 負担率

区分	職員掛金 (対給料月額)	広域負担金 (対給料月額)	負担割合 (職員：広域)
令和2年度	2.0/1,000	2.0/1,000	1：1

イ 令和2年度広域負担金決算額 3,621千円（職員1人当たり10,873円）

ウ 事業内容

給付事業	出産祝金・結婚祝金・弔慰金・入学（就職）祝金・退会せん別金
福祉事業	宿泊保養施設利用助成・インフルエンザ予防接種助成・健康ウォーク・ヘルスアップセミナー・健康イベント・健康セミナー

② 鳥取県西部広域行政管理組合職員互助会について

ア 負担率

区分	職員掛金（月額：円）	広域負担金（月額：円）	負担割合（職員：広域）
令和2年度	500	500	1：1

イ 令和2年度西部広域負担金決算額 2,010千円（職員1人当たり6,000円）

ウ 事業内容

給付事業	退会記念給付事業、災害給付事業
助成事業	保養施設利用助成事業、文化体育活動助成事業、全国大会参加助成金交付事業
球技大会関連事業	鳥取県市町村職員共済組合主催の球技大会への参加
その他	医薬品等の補充事業、生命保険等の団体扱い、がいな祭参加事業

(2) 職員の健康診断の状況（令和2年度）

① 消防局以外の状況

[人]

区分	対象者	受診者
定期健康診断	17	16
人間ドック	31	21

②消防局の状況

[人]

区分	対象者	受診者
特定業務従事者(深夜業務)特別健康診断	256	256
定期健康診断	194	194
人間ドック	138	104

潜水業務従事者健康診断	15	15
-------------	----	----

(3) 公務災害補償制度 [件]

区 分	加入団体	災害件数	災害の概要
消防局以外	地方公務員災害	—	
消 防 局	補償基金鳥取県	1	災害活動中の事故 0
	支 部		訓練中の事故 0
			業務中の事故 1

1.1 公平委員会の業務の状況

鳥取県公平委員会に委託している事務について、勤務条件に関する措置の要求の状況、不利益処分に関する不服申立ての状況及び苦情の処理の状況は、以下のとおりです。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

該当なし

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況 [件]

令和元年度からの 継続件数	令和2年度中 不服申立て件数	令和2年度中 処理件数	令和3年度への 継続件数
—	—	—	—

(3) 苦情の処理の状況

該当なし